副　本

平成２７年（ワ）第１８０号　損害賠償請求事件　　直送済

原　告　高田一男　外１５０名

被　告　東京電力ホールディングス株式会社

被告準備書面（６）
（本件事故後の南相馬市原町区の状況等について）

平成２９年４月２６日

福島地方裁判所いわき支部　民事部　御中

被告訴訟代理人弁護士　棚　村　友　博

同　田　中　秀　幸

同　青　木　翔太郎

同　石　川　陽　菜

目　次

第１　はじめに 3
第２　本件原発から半径２０キロメートル圏内の区域 4
１　避難指示区域について 4
２　南相馬市における避難指示区域の指定（既に解除されたものも含む。） 6
３　避難指示解除の要件 8
４　旧避難指示区域内において許容されていた活動等 9
５　帰還困難区域以外の避難指示区域における特例宿泊及び準備宿泊の実施 10
６　旧避難指示解除準備区域に居住している方に対する精神的損害の賠償 11
第３　本件原発から半径２０キロメートル以上半径３０キロメートル圏内の区域 .. 11
１　緊急時避難準備区域について 11
２　旧緊急時避難準備区域に居住している方に対する精神的損害の賠償 12
第４　南相馬市原町区における放射線量，除染状況，活動状況等 13
１　空間放射線量の推移 13
２　南相馬市原町区の人口について 17
３　健康調査の結果 21
４　本件事故後の除染の取組状況について 23
５　原町区の生活インフラ（ライフライン等，市役所，公共交通機関，医療施設，教育施設，商業施設等）の状況 29
６　その他南相馬市全体の復興状況 38
７　本件事故後の市民生活の状況 44
８　結語 50

第１　はじめに

原告らは本件事故当時，福島県南相馬市原町区に居住していたものであるところ，本件事故後の平成２３年３月１２日に，南相馬市原町区のうち，本件原発から半径２０キロメートル圏内に位置する区域について避難指示が出され，同年１５日には政府により本件原発から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内について屋内退避の指示が出された。

その後，同年４月２２日に上記各指示は解除されるとともに，南相馬市の本件原発から半径２０キロメートル圏内の区域については警戒区域に，本件原発から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内の区域については計画的避難区域及び緊急時避難準備区域にそれぞれ指定された。このうち警戒区域及び計画的避難区域については，避難指示区域の見直しにより，平成２４年３月３０日に避難指示解除準備区域，居住制限区域及び帰還困難区域に再編されたが，平成２８年７月１２日をもって，このうちの避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示は解除されている。

また，緊急時避難準備区域については，平成２３年９月３０日をもって指定が解除され，その後は政府による避難等の指示の対象とはなっていない。

南相馬市における政府による避難等指示の経緯は上記のとおりであるが，本件訴訟の原告らの本件事故時の住所地は，上記の旧避難指示解除準備区域と旧緊急時避難準備区域となっている。

本書面では，本件事故後の南相馬市原町区における避難等指示の内容を整理した上で，原告らが継続している避難の必要性・合理性や各損害と本件事故との間の相当因果関係を判断する上で基礎となる事情として，空間線量率の推移，本件事故後における避難の状況，除染の実施状況，本件地震及び本件事故以降における当該地域の復興状況，社会的活動の状況等を明らかにするものである。

以下，本件原発から半径２０キロメートル圏内の区域及び本件原発から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内の区域について，政府による避難指示

の状況を整理した上で（第２及び第３），南相馬市原町区の状況等について詳述する（第４）。

なお，被告答弁書及び準備書面において定義された文言については，特に断りのない限り，本準備書面においても，同様の意味を有するものとする。

第２　本件原発から半径２０キロメートル圏内の区域

１　避難指示区域について

避難指示解除準備区域，居住制限区域及び帰還困難区域を総称して避難指示区域といい（中間指針第二次追補（乙Ｃ３）の３頁参照），平成２３年１２月２６日，政府の原子力災害対策本部より公表された「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（乙Ａ１３）において，それ以前に指示がされていた警戒区域及び計画的避難区域を見直し，避難指示区域を設定する際の基本的な考え方が，以下のとおり整理されている（乙Ａ１３の７頁以下）。

ア　警戒区域の解除について

本件原発の半径２０キロメートルに設定されている警戒区域は，同原発の状況が不安定な中にあって，再び事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避することを目的に設定されたものである。

事故収束に向けてのステップ２の完了により，本件原発の安全性が確認され，今後，本件原発から大量の放射性物質が放出され，住民の生命又は身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれはなくなったものと判断されることから，警戒区域は，基本的には解除の手続きに入ることが妥当である。

イ　避難指示解除準備区域

現在の避難指示区域のうち，年間積算線量２０ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。

同区域は，当面の間は，引き続き避難指示が継続されることとなるが，除染，インフラ復旧，雇用対策等，復旧・復興のための支援策を迅速に実施し，住民の一日でも早い帰還を目指す区域とする（乙Ａ１３の８～９頁）。

ウ　居住制限区域

現在の避難指示区域のうち，現時点からの年間積算線量が２０ミリシーベルトを超えるおそれがあり，住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域を「居住制限区域」に設定する。

同区域においては，将来的に住民が帰還し，コミュニティを再建することを目指し，除染やインフラ復旧等を計画的に実施する。

また，同区域は，除染や放射性物質の自然減衰等によって，住民が受ける年間積算線量が２０ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には，「避難指示解除準備区域」に移行することとする（乙Ａ１３の１０頁）。

エ　帰還困難区域

居住制限区域の一部の地域においては，放射性物質による汚染レベルが極めて高く，避難指示の解除までに要する期間が長期にならざるを得ない地域が存在する。

こうした地域では除染の効果が限定的であり，また，周辺線量の高さから作業員の被ばく防護の必要性が高く，インフラ復旧についても広範かつ大規模な作業が困難である可能性が高い。

さらに，立ち入った際の被ばく管理及び放射性物質の汚染拡散防止の観点から，その境界において一定の物理的防護措置を講じるなど住民の立入りを厳しく制約せざるを得ない可能性が高い。

このため，長期間，帰還が困難であることが予想される区域を「帰還困難区域」として特定し，具体的には５年間を経過してもなお，年間積算線量が２０ミリシーベルトを下回らないおそれのある，現時点で年間積算線量が５０ミリシーベルト超の地域を「帰還困難区域」に設定する（乙Ａ１３の１１～１２頁）。

このような考え方に基づき，その後，警戒区域及び計画的避難区域について，帰還困難区域，居住制限区域，避難指示解除準備区域への見直しが行われている（その地理的状況の推移については，乙Ａ５３及び乙Ａ５４参照。直近の平成２８年７月１２日時点の状況については，乙Ａ５５参照。）。

２　南相馬市における避難指示区域の指定（既に解除されたものも含む。）

政府は，平成２３年３月１１日，本件原発から半径３キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出すとともに，半径３キロメートル以上１０キロメートル圏内を屋内退避区域として指定した。これにより，南相馬市小高区南部の一部分が屋内退避区域として指定された。

政府は，平成２３年３月１２日，避難指示の対象となる区域を本件原発から半径２０キロメートル圏内及び福島第二原発から半径１０キロメートル圏内に変更し，これにより，南相馬市小高区の全域及び原町区の一部が避難指示の対象とされた。

その後，政府は，平成２３年３月１５日，屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内に変更した。これに

より，原町区のうち本件原発の半径２０キロメートル圏内を除いた地域及び鹿島区の一部が屋内退避指示の対象区域に含まれることとなった。

政府は，平成２３年４月２２日，本件原発の２０キロメートル圏内を警戒区域に設定し，南相馬市の一部で本件原発から半径２０キロメートル以遠の区域を計画的避難区域，南相馬市の一部で本件原発から半径２０キロメートル以遠の区域を緊急時避難準備区域に設定した。これにより，南相馬市は，小高区の全域と原町区の一部が警戒区域とされたほか，その他の一部が計画的避難区域又は緊急時避難準備区域とされたが，その後，緊急時避難準備区域の指定は，平成２３年９月３０日に解除され，その後は避難指示等の対象となっていない。

その他，南相馬市は，平成２３年３月１６日，独自の判断に基づき，同市内に居住する住民に対して一時避難を要請するとともに，その一時避難を支援したが，屋内退避区域の指定が解除された同年４月２２日には，引き続き警戒区域，計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域を除く南相馬市内の区域から避難していた住民に対して，自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した（乙Ｃ１の８頁参照）。

また，南相馬市原町区及び鹿島区の一部について，平成２３年７月２１日以降，１４２地点，１５３世帯が特定避難勧奨地点に指定された。特定避難勧奨地点の指定は，いずれも平成２６年１２月２８日に解除された。

その後，南相馬市の警戒区域及び避難指示区域は，平成２４年４月１６日，小高区片草等の区域の全て及び原町区江井の全ての区域，同大甕の字森合等の区域の一部，同雫の字袖原等の区域の一部，同小浜のうち字間形沢を除く区域，同小沢の全ての区域等が避難指示解除準備区域に，小高区神山の字鯖沢等の区域及び原町区片倉の字行津等の区域が居住制限区域に，小高区金谷の字小畑，字ドウケ，字出戸間船及び字野中の区域が帰還困難区域に，それぞれ指定された（乙Ａ５６の２～４頁）。

南相馬市において設定されていた居住制限区域（小高区神山の字鯖沢等の区域及び原町区片倉の字行津等の区域）及び避難指示解除準備区域（小高区片草等の区域の全て及び原町区雫の字袖原等の区域の一部）は，平成２８年７月１２日午前０時をもって解除されている（乙Ａ５７の１頁）。

現在，南相馬市においては，小高区金谷の字小畑，字ドウケ，字出戸間船及び字野中の区域が帰還困難区域に指定されているにとどまり（南相馬市によれば，対象となる世帯数は１で住民数は２名である。乙Ａ５７の２頁），その他の区域は避難指示の対象となっていない。

３　避難指示解除の要件

避難指示区域に指定されている又はかつて指定されていた市町村の指定の状況については，現時点においては，上記のとおりである。

政府による避難指示の解除（＝避難指示解除準備区域の指定の解除）の要件は，平成２３年１２月２６日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば，「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等の生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（乙Ａ１３の８頁，乙Ａ５８の７頁参照）。

前述のとおり，避難指示解除準備区域は「年間積算線量２０ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」とされ（乙Ａ１３の８頁），既に放射線量の水準が低減していると解される地域であり，その上で，除染，インフラ復旧等の復旧・復興のための支援策を迅速に実施することにより，一日も早い住民の帰還を目指すものとされている（乙Ａ１３の８頁）。

また，居住制限区域についても，計画的に除染を実施し，住民が受ける年間積算線量が２０ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には，避難指示解除準備区域に移行することが予定されている。

以上の考え方に基づき，南相馬市においては，平成２８年７月１２日以降，帰還困難区域を除き，避難指示は既に解除されているという状況にある。

4　旧避難指示区域内において許容されていた活動等

旧避難指示解除準備区域内で実施することができた活動及びできなかった活動等を整理すると，以下のとおりである（ただし，当該区域において，活動を行う際，一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）（乙Ａ５９）。

ア　主要道路における通過交通

イ　住民の方の一時的な帰宅（特例宿泊等の場合を除き，原則として宿泊はできない。）

ウ　公益を目的とした立入り（除染，防災・防犯，公的インフラの復旧，農地の保全管理等）

エ　復旧・復興に不可欠な区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業（金融機関，廃棄物処理，ガソリンスタンド等）

オ　復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業（小規模小売店，食堂，診療所等については，防災・防犯等に留意することを前提に，市町村長の判断のもとで事業ができるとされている。）

カ　製造業等居住者を対象としない事業

キ　営農・営林

ク　上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬，住居等の修繕等工事を目的とした立入り等）

他方，本区域内での宿泊（特例宿泊等の場合を除く。），本区域外からの集客を主とする事業（本区域外からの集客を主とする宿泊業，観光業等）及び本区域

内での宿泊者（特例宿泊等の場合を除く。）の存在を前提に実施される事業については，旧避難指示解除準備区域内ではできないとされていた。

なお，立入りに当たってはスクリーニングや線量管理等は原則として義務付けられていなかった。（以上，乙Ａ５９の３頁参照）

5　帰還困難区域以外の避難指示区域における特例宿泊及び準備宿泊の実施

（1）特例宿泊

政府（原子力災害対策本部）においては，平成２４年１２月２９日より，避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象として，対象市町村の要望を踏まえて，原則として宿泊ができない避難指示区域内において特例で宿泊することを認める特例宿泊を実施している。

これまで，年末年始，ゴールデンウィーク，お盆，お彼岸の時期等，合計１８回行われており，平成２６年からは，夏季及び年末年始には，それぞれ最大２９泊３０日の特例宿泊が認められ，ゴールデンウィーク並びに春及び秋のお彼岸には，それぞれ最大１５泊１６日の特例宿泊が認められている。

また，南相馬市では，平成２７年夏期において，最大４４泊４５日の特例宿泊が認められている。

これまで特例宿泊の実績は，南相馬市では，例えば，平成２６年夏期には，合計４０３世帯（１，３１９人）が，平成２７年夏期には，合計４５７世帯（１，４５３人）が，それぞれ特例宿泊の登録をしている。（以上，乙Ａ６０の１及び２）

（2）「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（準備宿泊）

「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（準備宿泊）とは，避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を可能とするため，本来，避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を，

希望する住民の方々について，登録手続を経た上で特例的に可能にするものである（乙Ａ６１）。

南相馬市の旧避難指示区域（帰還困難区域を除く。）では，平成２７年８月３１日から同年１１月３０日までの３か月間の準備宿泊が実施されることになり，平成２７年８月３１日から，その後平成２８年７月１２日に避難指示解除がなされるまで，準備宿泊が実施されている（乙Ａ６２，乙Ａ６０の２）。

６　旧避難指示解除準備区域に居住している方に対する精神的損害の賠償

被告準備書面（３）の４３頁以下で述べたとおり，被告は，原告らのうち，本件事故当時，旧避難指示解除準備区域に居住していた方に対しては，平成２３年３月から平成３０年３月までの７年１か月分の精神的損害の賠償として，原則，一人当たり月額１０万円を基礎とした８５０万円を賠償する旨公表しており，裁判外での賠償請求をした原告らに対しては，かかる賠償金を支払っている。

第３　本件原発から半径２０キロメートル以上半径３０キロメートル圏内の区域

１　緊急時避難準備区域について

本件原発から半径２０キロメートル以上半径３０キロメートル圏内の区域については，平成２３年３月１５日に政府により屋内退避指示が出されたが，その後，政府は，平成２３年４月２２日に屋内退避指示を解除するとともに，本件原発から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内の区域を計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に指定した。

南相馬市原町区では，警戒区域及び計画的避難区域（後に避難指示区域，但し避難指示解除準備区域及び居住制限区域の指定は既に解除されている。）を除く本件原発から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内の区域は緊急時避難準備区域に指定されている。

緊急時避難準備区域においては，「常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと」が求められ，引き続き自主的避難をし，特に子供，妊婦，要介護者，入院患者等は，当該区域内に入らないようにすること，この区域においては，保育所，幼稚園，小中学校及び高等学校は，休所，休園又は休校とすること等の指示がなされた。この緊急時避難準備区域の基本的な考え方は，この時点において，本件原発の事故後の状況がまだ安定していないため，その後なお，緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にあり，そのため，住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることを求めるものである。（以上，乙Ａ８及び乙Ａ６３）

その後，かかる緊急時避難準備区域の指定については，緊急時避難準備区域を含む市町村において復旧計画が策定され，福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われ，緊密な連携が図られてきたこと，本件事故後の本件原発の施設安全性の観点からこれを解除することの妥当性が確認されたこと，原子力安全委員会（当時）からも解除について「差し支え無い」との回答があったこと，空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されたことなどから，実際に避難の指示が出されることはないまま，平成２３年９月３０日には，緊急時避難準備区域を解除する旨の指示がなされ，その後，政府による避難指示等は出されていない。（以上，乙Ａ９及び乙Ａ６４）

２　旧緊急時避難準備区域に居住している方に対する精神的損害の賠償

被告準備書面（３）４５頁以下に記載のとおり，被告は，原告らのうち，本件事故当時，旧緊急時避難準備区域に居住していた方に対しては，平成２３年３月から平成２４年８月までの１年６か月分の精神的損害の賠償として，原則，一人当たり月額１０万円を基礎とした１８０万円を賠償する旨公表しており，裁判外での賠償請求をした原告らに対しては，かかる賠償金を支払っている。

第４　南相馬市原町区における放射線量，除染状況，活動状況等

１　空間放射線量の推移

被告は，被告準備書面（５）において，放射線の健康影響に関する科学的知見，放射線防護の考え方，本件事故による放射線被ばくの状況，放射線の健康影響に関する科学的知見の周知の状況等を整理した上で，政府が避難指示の基準とした年間積算線量２０ミリシーベルト（時間換算値で３．８マイクロシーベルト／時）という基準は科学的見地から国際的にみても十分に合理性・相当性のあるものであることを明らかにした。

以下では，この点について，原告らが本件事故当時に居住していた南相馬市原町区の具体的事情により即して，原町区の空間放射線量の推移を整理する。

（１）南相馬市内の旧避難指示解除準備区域

政府による航空機モニタリングによる空間線量率測定調査の結果について，平成２３年１１月５日時点とその約２年後である平成２５年１１月１９日時点のデータを比較すると，測定範囲全体の平均的な線量率は約５０パーセント減少している状況にあり（乙Ａ５８の９頁），空間放射線量は時間の経過に伴い着実に低減していることが窺われる。

また，避難指示区域内の各自治体の空間線量率測定値についても，福島民報紙において福島県内各地の日々の測定結果が掲載されており，広く住民にも情報提供がなされており（乙Ａ６５），日常的に住民は係る情報を入手できる状況にあったものということができる。

なお，追加被ばく線量年間１ミリシーベルトを１時間当たりの空間線量率に換算すると毎時０．２３マイクロシーベルト（年間１ミリシーベルトの被ばくに相当する毎時０．１９マイクロシーベルトに大地等からの放射線量である毎時０．０４マイクロシーベルトを加算したもの），追加被ばく線量年間５ミリシーベルトを１時間当たりの空間線量率に換算すると毎時０．９９マイクロシ

ーベルト，追加被ばく線量年間２０ミリシーベルトを１時間当たりの空間線量率に換算すると毎時３．８４マイクロシーベルト，追加被ばく線量年間１００ミリシーベルトを１時間当たりの空間線量率に換算すると毎時１９．０４マイクロシーベルトとなる。

南相馬市内の避難指示解除準備区域（小高区役所（南相馬市小高区本町２丁目）。原町区江井から南南西約２．７キロメートルの位置。）における空間線量率の測定結果は，以下のとおり，推移している（乙Ａ６６の１ないし１０）。

【小高区役所】　　（マイクロシーベルト／時）

測定日	測定値（いずれも午前８時）
平成 24 年 4 月 1 日	0.23
平成 24 年 10 月 1 日	0.16
平成 25 年 4 月 1 日	0.14
平成 25 年 10 月 1 日	0.12
平成 26 年 4 月 1 日（午後 5 時）	0.11
平成 26 年 10 月 1 日	0.10
平成 27 年 4 月 1 日	0.09
平成 27 年 10 月 1 日	0.09
平成 28 年 4 月 1 日	0.08
平成 28 年 10 月 1 日	0.07

（２）南相馬市内の旧緊急時避難準備区域

ア　南相馬市役所での空間放射線量

南相馬市役所（南相馬市原町区本町２丁目）における空間放射線量率の測定結果は，以下のとおり推移している（乙Ａ６７の１ないし１０）。

【南相馬市役所】　　（マイクロシーベルト／時）

日時	測定結果（いずれも午前８時）
平成24年4月1日	0.38
平成24年10月1日	0.35
平成25年4月1日	0.29
平成25年10月1日	0.26
平成26年4月1日	0.22
平成26年10月1日	0.20
平成27年4月1日	0.17
平成27年10月1日	0.15
平成28年4月1日	0.14
平成28年10月1日	0.12

イ　福島県南相馬合同庁舎での空間放射線量

福島県南相馬合同庁舎（南相馬市原町区錦町１丁目）における空間放射線量率の測定結果は，以下のとおり推移している（乙Ａ６８の１ないし１７）。

【合同庁舎】　　（マイクロシーベルト／時）

日時	測定結果
平成23年4月1日	0.92
平成23年5月1日	0.52
平成23年6月1日	0.46
平成23年7月1日	0.45
平成23年8月1日	0.42

平成 23 年 9 月 1 日	0.43
平成 23 年 10 月 1 日	0.41
平成 24 年 4 月 1 日	0.40
平成 24 年 10 月 1 日	0.36
平成 25 年 4 月 1 日	0.16※
平成 25 年 10 月 1 日	0.14
平成 26 年 4 月 1 日	0.13
平成 26 年 10 月 1 日	0.12
平成 27 年 4 月 1 日	0.11
平成 27 年 10 月 1 日	0.10
平成 28 年 4 月 1 日	0.09
平成 28 年 10 月 1 日	0.08

※可搬式モニタリングポストから固定型モニタリングポストによる測定に移行し，敷地内の設置場所が変更された。

（3）小括

このように，南相馬市原町区及び原町区周辺の主要地点における放射線量は本件事故直後の時期から，政府が避難指示の基準とした年間積算線量２０ミリシーベルトに相当する空間放射線量（毎時３．８マイクロシーベルト）を大きく下回っている状況にあり，時間の経過とともにさらに低下を続けている。

上記のとおり，小高区役所における空間放射線量率は，平成２４年１０月１日に毎時０．１６マイクロシーベルト，平成２５年１０月１日に毎時０．１２マイクロシーベルト，平成２６年１０月１日に毎時０．１０マイクロシーベルト，平成２７年１０月１日に毎時０．０９マイクロシーベルト，平成２８年１０月１日に毎時０．０８マイクロシーベルトまで減少している。

また，南相馬市役所においても，平成２４年１０月１日に毎時０．３５マイクロシーベルト，平成２５年１０月１日に毎時０．２６マイクロシーベルト，平成２６年１０月１日に毎時０．２０マイクロシーベルト，平成２７年１０月１日に毎時０．１５マイクロシーベルトまで低減し，平成２８年１０月１日には０．１２マイクロシーベルトまで減少し，年間の追加放射線量１ミリシーベルト（毎時０．２３マイクロシーベルト）をも大きく下回る水準となっている。

このような空間放射線量率の状況及び推移は南相馬市の他の測定地点でも概ね大きく異なるものではなく（乙Ａ５２の３８の１０頁，乙Ａ５２の４８の２６頁，乙Ａ５２の５５の２６頁，乙Ａ５２の６７の２６頁，乙Ａ５２の９１の３０頁参照），帰還困難区域に指定されている区域を除けば，年間２０ミリシーベルト（毎時３．８ミクロシーベルト）を大きく下回る状況にあり，南相馬市内での生活を送るに当たって，放射線の影響による健康への被害を懸念しなければならない状況にはなく，またそのことは広く周知されていると認められる。

２　南相馬市原町区の人口について

（１）南相馬市原町区における本件事故後の人口の推移

南相馬市原町区の人口は，次表のとおり，本件事故の直前（平成２３年２月２８日時点）で４万７０５０人であったが，平成２３年３月３１日に４万６４５２人，同年４月３０日に４万５８２８人，同年１０月３１日に４万４１７１人，平成２４年４月３０日に４万３４９３人，同年１０月３１日に４万３３０３人，平成２５年４月３０日に４万２９６８人と推移し，平成２８年６月３０日に４万２７２１人，平成２８年７月３１日に４万２６７２人，平成２９年２月２８日現在で４万２６９３人となっている（乙Ａ６９の１ないし９）。

【本件事故後の南相馬市原町区の人口の推移】

日付	人口数
平成23年2月28日	4万7050人
平成23年3月31日	4万6452人
平成23年4月30日	4万5828人
平成23年10月31日	4万4171人
平成24年4月30日	4万3493人
平成24年10月31日	4万3303人
平成25年4月30日	4万2968人
平成28年6月30日	4万2721人
平成28年7月31日	4万2672人
平成29年2月28日	4万2693人

なお，平成２８年７月２８日現在における南相馬市全体の市外避難者数は，居住制限区域及び避難指示解除準備区域であった小高区（本件事故前人口１万２８４２人）を含め９４７３人（本件事故当時の南相馬市の人口（７万１５６１人）の約１３．２パーセント）である（乙Ａ７０）。

（２）南相馬市全体の人口減少傾向

本件事故前の平成７年から平成２２年までの南相馬市の人口の推移は，以下のとおりであり（乙Ａ７１），南相馬市全体で，本件事故以前より長期的に人口が減少傾向にあったことがみてとれる。

【本件事故前の南相馬市の人口の推移】

年	人口数
平成 7 年	7 万 7860 人
平成 12 年	7 万 5246 人
平成 17 年	7 万 2837 人
平成 22 年	7 万 0878 人
平成 23 年	6 万 6542 人
平成 24 年	6 万 5102 人
平成 25 年	6 万 4181 人
平成 26 年	6 万 3700 人
平成 27 年	6 万 3043 人

なお，平成２１年３月の時点で，「本市の人口のピークは，国勢調査によると平成７年の７７，８６０人・・・でしたが，それ以降は減少しており，平成１７年では，７２，８３７人となっています。人口減少の要因としては，少子化，大都市での労働需要の増大と価値観の変化による若年層の流出，農林漁業等の低迷による後継者の流出などが考えられます。また，南相馬市総合計画においても，この人口減少傾向は今後も続くものと想定されており，平成３２年における［南相馬市の］総人口は６２，８８６人と予測しています。」とされており，本件事故の有無にかかわらず人口減少の傾向は平成２３年以降も継続したものと考えられる（乙Ａ７２）。

（３）原町区における東日本大震災の被害状況及び災害危険区域の指定

南相馬市は，東日本大震災により甚大な被害を受け，合計４０．８平方キロメートルが津波被害に遭った。これにより，全世帯数２万３８９８世帯のうち４２１５世帯に住家被害があり，その内訳は全壊１２２８世帯（津波１１６５

世帯，地震６３世帯），大規模半壊１３１世帯（津波８２世帯，地震４９世帯），半壊５５５世帯（津波１７３世帯，地震３８２世帯），一部損壊２３０１世帯（津波１０２世帯，地震２１９９世帯）となっている。

このうち原町区においては，計１９１１世帯に住家被害があり，その内訳は全壊４３９世帯（津波４３５世帯，地震４世帯），大規模半壊４６世帯（津波３５世帯，地震１１世帯），半壊１２９世帯（津波６２世帯，地震６７世帯），一部損壊１２９７世帯（津波３１世帯，地震１２６６世帯）となっている（乙Ａ７３）。

そして，南相馬市は，東日本大震災による津波で家屋が流出するなど甚大な被害があった地域を災害危険区域に指定した（乙Ａ７４）。災害危険区域とは建築基準法第３９条に基づき，津波等による危険が著しいため，居住目的である建築物の建築に適しない場所として地方自治体が指定する区域をいう。当該区域内においては，住居の用に供する建築物の建築が制限されるが，原町区では，かかる災害危険区域に２６８世帯，１０１０人が指定された（乙Ａ７５）。

このように原町区においてはその一部が災害危険区域に指定され，かつ上記のとおり東日本大震災により多大な被害が生じているため，原町区には災害危険区域に指定された２６８世帯以外にも，本件地震又は本件津波によって避難している住民も相当数存在すると推測される。

（４）小括

以上のとおり，原町区の人口は本件事故後に減少しているが，本件事故後のいずれの時点においても本件事故前の平成２３年２月２８日と比べて１０％以下の減少幅に留まっており，数多くの住民が居住を継続している実情にある（上記（１）参照）。

そして，原町区ではその一部が災害危険区域の指定を受けるなど本件地震及び本件津波による甚大な被害が生じていることから，人口減少の一因は地震・津波による被害が生じたことにもあると考えられる。

3　健康調査の結果

（1）福島県が実施する検査

ア　内部被ばく検査

福島県により実施された県民健康調査においては，本件事故後，ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施された。

このうち，南相馬市については，平成２８年１２月までの累計で３９０８人（男性１８９４人，女性２０１４人）が検査を受けたが，預託実効線量は全員１ミリシーベルト未満であり，全員について，預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙Ａ７６）。

イ　外部被ばく検査

福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば，東日本大震災後４か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は，調査対象となった南相馬市民２万７７３３人について，１ミリシーベルト未満が２万０８７３人，１ミリシーベルト以上２ミリシーベルト未満が６２１１人となっており，９９．９パーセント超の対象者が５ミリシーベルト未満である。

疫学調査により１００ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから，４か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが，「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙Ａ７７）。

（２）南相馬市が実施する検査

ア　内部被ばく検査

南相馬市は，平成２３年７月１１日から，福島県とは別に，市民の内部被ばく検診を継続的に実施している。

平成２３年９月２６日から平成２４年３月３１日までの間に南相馬市民９５０２人（大人７８１４人，子ども１６８８人）を対象として実施された検査では，大人５２２９人（６６．９％），子ども１４３９人（８５．２％）が検出限界以下であり，検診の結果総括として，「現在の南相馬市で生活する上において，「日常生活での慢性被ばく量はかなり少ない」ということを示している」との報告がなされている（乙Ａ７８の１，乙Ａ５２の２９の４頁，５頁）。

その後も，南相馬市は，市民の内部被ばく検診を実施しているが，慢性的な内部被ばくが非常に低い状況であることが報告されており，現在公表されている最新の情報である平成２８年４月１日から同年９月３０日にかけて実施された第１１回検診においても，南相馬市民５４７４人(大人１９７１人，子ども３５０３人）を対象とした検査において，大人１９６７人（９９．３８０％），子ども３５０３人（１００％）が検出限界以下であり，検診の結果総括として，「現在，南相馬市では，汚染食品等の摂取による内部被ばくのリスクは，非常に低く抑えられていることが判ります」との報告がされている（乙Ａ７８の２）。

イ　外部被ばく検査

南相馬市は，福島県とは別に，市民に個人積算線量計を貸与して外部放射線量を継続的に測定している（個人積算線量測定）。

これによれば，平成２３年１２月から平成２４年３月までに実施された２回目の測定では，３か月間の積算線量０．２ミリシーベルト以下が１回目の

３３７４人（６３．３％）に対し，４３６０人（７５．４％）となっており，外部被ばく線量は減少していると考えられるとの評価がなされている（乙Ａ５２の２９の６頁）。

その後，平成２５年度第１回個人積算線量測定（平成２５年６月から同年８月）の実施結果について，３か月間の積算線量０．２ミリシーベルト以下の住民が７３５７人（７６．５％）であり，個人積算線量の平均値は０．２ミリシーベルトであった。かかる測定結果について，これまでの科学的知識で判断すると，殆どの測定者について健康に影響が心配されるレベルの値ではないとの評価がなされている（乙Ａ７９の１）。

その後も同様であり，現在公表されている最新の情報である平成２８年度第２回個人積算線量測定（平成２８年７月から同年９月）の実施結果においても，３か月間の積算線量０．２ミリシーベルト以下の住民が５６５５人（９７．０％）であり，個人積算線量の平均値は０．１０ミリシーベルトまで低減しており，かかる測定結果については，これまでの科学的知識で判断すると，平成２７年度の結果同様，すべての被測定者の被ばく線量は，健康影響が心配されるレベルの値ではないとの評価がなされている（乙Ａ７９の２）。

（３）以上の健康調査の結果にかんがみても，南相馬市においては本件事故直後の時期から現在に至るまで本件事故に基づく放射線による健康影響等は認められないという実情にあり，この点からも，原告らが避難継続を余儀なくされる客観的な状況にあったといえないことが裏付けられている。

４　本件事故後の除染の取組状況について

（１）除染の状況

本件事故に起因する除染等のための取組に関しては，我が国の法令上，「平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事

故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成２３年８月３０日法律第１１０号，以下「特措法」という。）に基づいて，国，地方公共団体等によって進められるべきものとされている。

具体的には，除染等の措置等（特措法２５条～４２条）については，環境大臣は，事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められること等の要件に該当する地域を「除染特別地域」として指定することができるものとしている（特措法２５条１項）。

そして，環境大臣は，「除染特別区域」にあっては，当該区域内の除染等の措置等の実施に係る特別地域内除染実施計画を定めなければならず（同２８条１項），国は，「除染特別区域」について，特別地域内除染実施計画に従って，除染等の措置等を実施しなければならないものとされ（同３０条１項），国が除染等の措置等の実施主体となることが法令上定められており，避難指示区域内の除染については，早期に避難指示解除を実現する観点から，避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象として先行して実施されている。

また，南相馬市においては，国が除染特別地域（基本的に本件事故後１年間の積算線量が２０ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた「計画的避難区域」と本件原発から半径２０キロメートル圏内の「警戒区域」を指す。）及び除染特別地域において除染活動を行うための拠点となる役場等の施設やこれに関連する道路，インフラ施設の除染等を実施し，南相馬市は，国が直轄して除染等を実施する除染特別地域を除いた市内全域（特定避難勧奨地点を含む。）を対象として除染を実施している。

南相馬市における除染の実施状況は，以下のとおりである。

ア　国による除染

南相馬市内の除染特別地域については，平成２４年４月に策定された除染実施計画に基づき，主に小高区を中心とする避難指示区域内の約６１００ヘクタールを除染実施対象として除染が実施された。

まず，特別地域内除染実施計画に基づく本格除染に先立ち，除染活動の拠点となる施設（役場，公民館等），除染を行う地域にアクセスする道路や除染に必要な水等を供給するインフラ施設等を対象とした除染を先行して行い，小高庁舎や消防署，上下水道施設及び駐在所の除染が実施されている。

その後，本格除染が実施され，平成２８年７月２９日時点の進捗状況は，宅地約４２００件（実施率９６パーセント（ただし，平成２７年度までに除染が行える環境が整った画地数に係る実施率は１００パーセント）），農地約１１００ヘクタール（実施率３６パーセント），森林約７３０ヘクタール（実施率６３パーセント），道路約１２０ヘクタール（実施率３９パーセント）である。（以上，乙Ａ８０）

イ　南相馬市による除染（避難指示区域以外の区域を対象）

南相馬市は，平成２３年７月，市内に居住している市民及び帰郷しようとする市民に対し，安全で安心できる生活環境を確保することを目的として，「南相馬市放射性物質除染方針」及び「放射性物質除染マニュアル」を作成，公表した（乙Ａ８１，乙Ａ８２）。

その後，平成２３年８月２６日，国の原子力災害対策本部が「除染に関する緊急実施基本方針」（乙Ａ８３）を決定し，除染に関する基本方針，除染実施における暫定目標，除染の進め方等を明示したのを受け，南相馬市は，平成２３年１１月，「南相馬市除染実施計画（第一版）」を定めた。上記「南相馬市放射性物質除染方針」は同計画に引き継がれ，南相馬市の新たな除染の方針となった。

さらに，南相馬市は，平成２５年１月，「南相馬市除染実施計画（第一版）」について，放射性物質汚染対処特別措置法が定める要件を満たすよう一部内容を改定し「南相馬市除染実施計画（第二版）」を策定した。

「南相馬市除染実施計画（第二版）」は，平成２５年６月に，より効果的な除染を実施すべく，一部除染方法の改訂が行われ，さらに，平成２６年１月に，除染方法の見直しと除染スケジュールの変更を行い，「南相馬市除染実施計画（第三版）」を策定し，平成２７年３月には，局所的な汚染箇所とする値の設定変更等を目的として，「南相馬市除染実施計画（第四版）」（乙Ａ８４）が策定された。

除染実施計画では，本件事故からの時間の経過とともに，空間線量率が着実に低減していることを踏まえ，除染作業の優先順位について，効果的かつ効率的に除染を進める観点から，特定避難勧奨地点等の空間線量率の高い区域から，行政区等を単位として，効率的な除染が可能となるよう空間線量率，地形等を考慮しつつ土地の連続性をもって実施するとされている。

具体的には，優先順位の高い区域から順に，①特定避難勧奨地点を含む除染実施区域，②年間５ミリシーベルト超を含む区域及び③その他の除染実施区域に区分された。なお，成人に比べて放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境について優先的に実施することが重要であるとして，未就学児及び妊婦が居住する住宅等については，優先して実施することとされた。

かかる方針に従い，まず，「①特定避難勧奨地点を含む除染実施区域」では，平成２４年９月頃から除染が実施され，平成２６年３月までに完了している。

また，「②年間５ミリシーベルト超を含む区域」では，平成２５年７月頃から除染が実施され，平成２７年６月頃までに完了している。

さらに「③その他の除染実施区域」では，庭，舗装等，局所的に高い空間線量率を示す箇所について，表土除去・埋戻しや洗浄を行うなどの方法によ

り除染が行われており，遅くとも平成２７年１１月までにすべての地区における除染が完了している。（以上，乙Ａ８５）

なお，南相馬市が除染を実施する区域に所在する公共施設については，上記とは別に除染作業が進められ，平成２４年３月までの段階で総施設数２２８に対して２２４施設において既に除染実施済みである（乙Ａ８６）。

ウ　小括

第４の１に記載のとおり，南相馬市原町区では，空間放射線量の年間積算線量は，本件事故直後の時期から政府が避難指示の基準とした年間積算線量２０ミリシーベルトに相当する数値を大きく下回っていたものであるが，その後，上記のとおり除染作業が順次実施されており，かかる取り組みも寄与して，時間の経過とともに空間放射線量はさらに低減している実情にある。

（２）除染で取り除いた土壌等の処理の流れ

ア　仮置場での保管

除染等の工事によって取り除いた土壌，汚泥，草木等については，フレキシブルコンテナや大型土のう等に詰めた上で，市町村の協力を得て決定した場所（仮置場）において３年程度一時的に保管することが予定されている。

この仮置場では，汚染土壌等を詰めたフレキシブルコンテナ等は，水を通さない層（防水シート）の上に置かれ，さらに，その上部を防水シート等で覆うことにより，土壌等の飛散・流出を防ぐとともに，雨水等の流入と地下水の汚染を防止するものとされている。また，フレキシブルコンテナ等は，汚染されていない山砂等を入れた遮蔽土のうで囲む等の方法によって放射線が遮られ（厚さ３０センチメートルの土で覆うと，約９８パーセントの放射線を遮蔽することができるとされている。），これらの安全対策を通じて，

保管場所の敷地境界での放射線量を周辺と同程度まで下げるものとされている。

さらに，仮置場は，居住地域からの距離を十分に確保した上で，柵等を設置し，人が誤って仮置場に近づかないような対策が講じられる。

仮置場への設置後は，定期的に敷地境界での空間線量率や地下水の放射性物質濃度の測定が行われ，異常が発見された場合には原因を究明の上，速やかに補修等の対策が講じられるものとされている。

汚染土壌等は，このように仮置場で３年程度安全に保管された後，中間貯蔵施設に搬入されて，減容化等が行われた上で，安全に保管され，３０年以内に県外の最終処分施設へ搬出される予定である。また，仮置場の跡地においては，汚染が残っていないことが確認される。（以上，乙Ａ８７ないし乙Ａ８９）

なお，南相馬市原町区における仮置場の敷地境界空間線量は，平成２７年６月末時点において，平成２６年と比較しても，線量は高くなっておらず，概ね毎時０．２マイクロシーベルトないし０．５マイクロシーベルトで推移している（乙Ａ５２の８７の３頁）。

イ　除染現場での保管

除染により生じた汚染土壌等について，仮置場等の搬出先が決まるまでの間，一時的に除染現場での保管が行われることがあり（現場保管），このような場合にも，以下のとおりの安全確保のための措置が講じられるものとされている（乙Ａ９０）。

（ア）取り除いた土等をフレキシブルコンテナ等の容器に入れる。

（イ）フレキシブルコンテナ等を置く場所を整え，防水シート等を敷いて現場保管場所を準備する。

（ウ）フレキシブルコンテナ等を現場保管場所に設置し，土で覆うなどの遮蔽措置を採ったり，遮水シートで覆ってシートの端を留めるなどの措置を採り（ただし，フレキシブルコンテナ等の容器に防水性がある場合は防水シートを使用しないことがある。），空間線量率を測定して安全の確認を行う。

（エ）仮置場等の搬出先が決まった場合には，搬出し，現場を元の状態に戻す。

ウ　仮置場等での保管状況

国による除染の対象となる除染特別地域内における仮置場その他の一時保管場所を含めた保管場所（仮置場等）の箇所数等は，平成２８年１２月３１日時点で２６９箇所に上っているところ，南相馬市における仮置場等の箇所数は，１２箇所にとどまっている。このような仮置場等からは，保管物を仮設焼却施設に搬入して減容化した上で，中間貯蔵施設に搬入されるものもあれば，直接，中間貯蔵施設に搬入されるものもある。（以上，乙Ａ９１）

5　原町区の生活インフラ（ライフライン等，市役所，公共交通機関，医療施設，教育施設，商業施設等）の状況

（１）原町区のうち，本件事故後，避難指示解除準備区域に指定された区域では，第２の４に記載のとおり，住民の方による一時的な帰宅，公益を目的とした立入り，復旧・復興に不可欠な区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業，復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業等は行うことができる状態にあり，また，緊急時避難準備区域に指定された区域においては緊急時の避難又は屋内退避が可能なように準備することが求められたものであり，滞在することはもとより，社会活動一般も可能な状態にあった。

以下では，本件事故後の原町区の生活インフラの状況等について詳述する。

（２）ライフライン等の状況

ア　上下水道の状況について

原町区においては，沿岸部は津波被災のため水道施設が流出するとともに，地震による緊急遮断弁の作動により配水を停止し，一時全域で断水となった。その後，平成２３年４月２５日時点で津波被災地（概ね国道６号線の東側）以外の給水はほぼ可能な状況になった。

また，本件事故当初になされた乳児による水道水の摂取制限は，南相馬市においては平成２３年３月３０日に解除されており，その後水道水の摂取制限はなされていない（乙Ａ７３）。

平成２３年１０月から同年１１月にかけて実施された旧緊急時避難準備区域における飲用の井戸水等地下水のモニタリング結果によれば，いずれの地点においても放射性物質は概ね不検出であり，放射性セシウムが検出された南相馬市の井戸水についても，摂取しても問題がない十分に安全なレベルとして設定された摂取制限に関する指標を下回っていることが確認されている（乙Ａ９２）。

また，平成２４年６月から同年９月にかけて実施された飲料用井戸水放射性物質モニタリング調査の結果によれば，原町区の避難指示解除準備区域及び本件原発から２０キロメートル圏外の地域のいずれにおいても放射性物質は「不検出」となっている（乙Ａ５２の４０の７頁）。

なお，原町区の下水道については，津波に被災した地域を含めて，平成２５年３月までに全ての復旧工事が完了している（乙Ａ９３）。

イ　電力供給の状況について

本件地震及び本件津波により，東北地方の広い地域で停電が発生したが，順次復旧し，平成２３年４月２８日には，津波等で公共的なインフラや家屋

等が流失した地域を除く福島県の全ての地域で停電が解消し，電力供給が再開した（乙Ａ９４）。

したがって，南相馬市原町区においては，平成２３年４月２８日以降，電力供給を受けることに支障はなかった。

ウ　ガス供給の状況について

本件地震及び本件津波による南相馬市におけるガス供給の供給停止は報告されていない（乙Ａ９５）。

エ　ガソリン等の燃料について

平成２３年４月１日に民間ベースでのガソリン供給が可能となった（乙Ａ７３）。

オ　ゴミ処理について

旧緊急時避難準備区域においては，本件事故直後から，同区域内の住居内で発生したゴミの処理に関して一切の制限は生じていない（乙Ａ５２の６の４頁）。

（３）南相馬市役所の状況について

南相馬市では，平成２３年３月１１日１５時に災害対策本部を設置し，その後は避難所対応に重きを置いていたが，平成２３年３月２０日，市長は職員に対し，庁内の緊急体制を解き，通常業務に戻るよう指示した（乙Ａ７３）。

南相馬市役所は，平成２３年３月２０日以降，原町区内の庁舎で通常どおりの業務を行っており，市民に対して行政サービスを提供している。

（４）公共交通機関の状況について

南相馬市においては，本件地震及び本件津波の影響で市内すべての公共交通機関が運休状態となったが，平成２３年３月末頃から随時臨時バスが運行を再開し，平成２３年４月５日にはタクシー３社，運転代行１社が営業を再開，同月２２日にはバスの市内路線（５系統）が運行を再開した。

また，同月２７日にはバスの相馬・原町線の運行も再開されている。

さらに，同月には，原町・仙台線等，生活のためのバス路線が相次いで新設された（乙Ａ７３）。

ＪＲ常磐線は平成２３年１２月２１日に相馬駅から原ノ町駅までの営業運転を再開している（乙Ａ７３）。

その後，平成２８年７月１２日，ＪＲ常磐線は原ノ町駅から小高駅までの営業運転を再開し（乙Ａ９６の１），さらに，平成２９年４月１日には，小高駅から浪江駅までの営業運転も再開されている（乙Ａ９６の２）。

なお，相馬駅から浜吉田（宮城県亘理町）駅間が平成２８年１２月３１日頃までに運転再開し，小高駅から仙台駅間が接続される予定であり，帰還困難区域を含む全線開通は，政府が平成３１年度中を目指すことを決めている（乙Ａ９７）。

ＪＲ東日本においては，原ノ町～竜田間の代行バスが平成２７年１月から運行を開始している（乙Ａ９８）。

（５）交通インフラの状況について

ア　南相馬市の道路，橋梁等の交通インフラについては，本件地震及び本件津波により段差・崩落やがれきの散乱等の被害を受けたが，本件事故直後から順次復旧工事が進められた。

例えば，浜通り地域の主要な幹線道路である国道６号線については，がれきの撤去，道路補修が順次進められ，平成２３年５月９日，本件原発から２

０キロメートル圏内を含め，磐城国道事務所原町維持出張所管内が全面通行可能となった（乙Ａ９９）。

常磐自動車道については，平成２４年４月８日には，南相馬インターチェンジと相馬インターチェンジの間（１４．４キロメートル）が開通し（乙Ａ５２の２５の１４頁，１５頁），平成２７年３月１日には，従前不通となっていた常磐富岡インターチェンジと浪江インターチェンジ間（１４．３キロメートル）が開通することにより，常磐自動車道が全線開通するに至っている。これにより，開通後１週間において，並行する一般道である国道６号線の交通量が最大で３割程度減少したとされており，交通の利便性が改善されていると考えられる（乙Ａ１００）。

また，南相馬市及び福島県では，本件事故後継続して復旧事業が進められている。平成２８年７月１５日時点において，復興事業の状況は以下のとおりであり，順調に進捗している（乙Ａ１０１）。

（ア）市事業

市事業の状況は以下のとおりである。

区域	被災概要	完了予定	被災箇所	工事発注	完了	完了率
避難指示区域	地震災害道路	完了	92	92	92	100%
	津波災害道路	29年度内	35	29	29	83%
	橋梁災害道路	29年度内	5	4	4	80%
その他の区域	地震災害道路	完了	73	73	73	100%
	津波災害道路	29年度内	46	38	37	80%
	橋梁災害道路	完了	4	4	4	100%

（イ）県事業

県事業の状況は以下のとおりである。

区域	区分	被災箇所	着工箇所	完了箇所	概要
避難指示区域	道路災害復旧事業	43	43	40	・道路は全箇所発注済み
	橋梁災害復旧事業	6	6	4	・橋梁は全箇所発注済み
その他の区域	道路災害復旧事業	26	26	25	・道路は平成28年度に完了予定
	橋梁災害復旧事業	3	3	3	

イ　河川の状況について

南相馬市内の河川も，道路同様に，本件地震及び本件津波によって被災したものの，市及び県により本件事故後継続して復旧事業が進められている。

最新の平成２８年７月１５日時点の復興事業の状況は以下のとおり，順調に進んでいる（乙Ａ１０１）。

（ア）市事業

河川災害復旧事業の対象として，避難指示区域１か所（小沢川）及びその他の区域４か所（金沢川３か所，真野川右支）が復旧箇所とされたが，それぞれ平成２７年度内までに工事は完了している。

（イ）県事業

県事業の状況は以下のとおりである。

区域	区分	被災箇所	着工箇所	完了箇所	概要
避難指示区域	河川災害復旧事業	45	45	36	河川は全箇所発注済み。
	海岸災害復旧事業	9	9	4	
その他の区域	河川災害復旧事業	17	17	16	真野川，新田川，南海老地区海岸は平成28年12月に工事完了。
	海岸災害復旧事業	5	5	3	

（６）医療機関の状況について

南相馬市原町区の医療機関については，本件事故後に急患等を除く通常診療を休止していた時期があったが，平成２３年３月末頃までに原町中央産婦人科やマルイ眼科が診療を再開し，南相馬市立総合病院も同年４月５日に内科・外科の外来診療を開始した（乙Ａ７３）。

また，平成２３年７月には，南相馬市原町区に所在する４軒の医院及び４軒の薬局が通常どおり診療を再開していることがうかがわれる（乙Ａ５２の７の６頁）。

さらに，平成２３年８月には，原町保健センター（原町区小川町）において，南相馬市に住所のある方を対象として，総合健診が実施されており（乙Ａ５２の９の４頁），同年１１月には，南相馬市立総合病院（原町区高見町）において，旧緊急時避難準備区域の解除に伴い，小児科の入院の受入れが再開されている（乙Ａ５２の１６の９頁）。

その後，南相馬市原町区内において，平成２４年５月１日時点で，２９医療機関と１９歯科医療機関が診療を受け付けており（乙Ａ１０２の１），平成２７年９月１日時点で，２８医療機関と１９歯科医療機関が診療を受け付けている（乙Ａ１０２の２）。

これらの医療機関に含まれる大町病院，小野田病院，雲雀ヶ丘病院及び南相馬市立総合病院には入院設備がある。

南相馬市立総合病院は，病床数２３０床（一般病床１７０床，救急病床１０床，リハビリ病床５０床），２１の診療科（内科，消化器科，循環器科，小児科，リウマチ科，外科，整形外科，脳神経外科，麻酔科，放射線科，小児外科，産婦人科，眼科，耳鼻咽喉科，泌尿器科，リハビリテーション科，心臓血管外科，神経内科，呼吸器内科，腎臓内科，心療内科）を有する大規模な総合病院である（乙Ａ１０３）。

（７）教育機関の状況について

南相馬市には，小学校が１６校，中学校が６校（このうち原町区には小学校８校，中学校４校がある。）あるところ，本件事故後，本件原発から半径２０キロメートル圏内は避難指示区域，本件原発から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内は緊急時避難準備区域に指定されたため，大半が同区域に含まれる原町区においては，教育施設の使用を休止せざるを得ない状態となり，本件原発から３０キロメートル圏外の鹿島小学校，八沢小学校，上真野小学校，鹿島中学校のほか，前川原体育館の施設を使って，平成２３年４月２２日に再開した。

その後，平成２３年９月３０日に緊急時避難準備区域の指定が解除されたことを踏まえ，原町区の小学校８校，中学校４校のうち，原町第一小学校，原町第三小学校，大甕小学校，原町第一中学校及び原町第二中学校は平成２３年１０月１７日から，原町第二小学校，太田小学校及び高平小学校は本件地震の被害を受けた学校施設の修繕完了後の平成２４年１月１０日から自校授業を再開した。

そして，石神中学校は，石神第一小学校，石神第二小学校及び原町第三中学校とともに平成２４年２月２７日から自校での授業を再開している（乙Ａ７３）。

また，原町区には原町高校と相馬農業高校の２つの公立高校があるところ，原町高校は，本件事故後，県立相馬高校（相馬市）で授業を行っていたが，平

成２３年１０月２６日に自校での授業を再開し（乙Ａ１０４），相馬農業高校は，同年１１月に自校での授業を再開している。

さらに，南相馬市教育委員会は，市内の小中学校について，屋外活動時間を制限してきたが，除染の進捗に合わせ，平成２４年４月以降当該制限は解除された（乙Ａ１０５）。このように，南相馬市原町区の学校等は順次再開され，平成２４年４月以降は屋外活動時間の制限もなされていない。

また，南相馬市原町区内の幼稚園及び保育園については，平成２４年度から，入園申込みの受付がされている（乙Ａ５２の２０の１頁）。

（８）商業施設の状況について

南相馬市原町区における主な商業施設の再開状況は以下のとおりである。

南相馬市原町区石神に所在するミニストップ原町石神店は，平成２３年５月下旬に再開するなど，コンビニエンスストアは概ね平成２３年５月頃までに再開している（乙Ａ１０６）。

その他の商業施設についても順次再開しており，大型のショッピングモールを併設するイオンスーパーセンター南相馬店は，平成２３年５月６日に営業再開している（乙Ａ１０７の１）。

イオンスーパーセンター南相馬店は，食料品，衣料品その他の生活用品はもとより，ＤＩＹ用品や園芸まで取り扱うとともに，ドーナツ店やラーメン店，ペットショップ，クリーニング店，美容院，カーピット等の専門店を併設し２３００台の駐車場を擁する総合商業施設である（乙Ａ１０７の２）。

分類	店名	再開時期
コンビニエンスストア	セブンイレブン原町西町店	平成23年4月上旬
	セブンイレブン原町北町店	平成23年3月26日

	ミニストップ原町石神店	平成23年5月下旬
	ファミリーマート原町南町店	平成23年6月中旬
	ミニストップ原町大木戸店	平成24年1月14日
スーパーマーケット	フレスコキクチ北町店	平成23年4月30日
	ヨークベニマル原町西店	平成23年5月4日
	フレスコキクチ東原町店	平成23年5月20日
ホームセンター	コメリ・ハード&グリーン原町店	平成23年10月22日
	ダイユーエイト原町店	平成24年4月4日
	カインズホーム原町店	平成24年2月28日
家電量販店	ヤマダ電機原町店	平成23年8月末
	ケーズデンキ原町店	平成23年9月23日
ドラッグストア	ツルハドラッグ原町店	平成23年5月20日
ショッピングモール	イオンスーパーセンター南相馬店	平成23年5月6日

（9）小括

以上のとおり，原町区においては，本件事故直後から現在に至るまで市民生活を営むために必要な基本的な機能が維持されており，また，本件事故後一時停止していた生活インフラ等，公共交通機関，交通インフラ，医療機関，教育機関，商業施設についても平成２３年４月ないし５月にかけて順次再開・復旧している実情にある。

6　その他南相馬市全体の復興状況

南相馬市は，本件事故後における除染の進展等の状況の変化を踏まえながら，復旧・復興に向けての計画を策定して復興への取組を始めており，平成２３年１２月に「南相馬市復興計画」を策定し，生活再建，経済復興，都市基盤整備，原

子力・防災対策，教育・子育て環境再興及びその他の課題について，緊急的な取り組み課題と復旧・復興へ向けた取り組み課題とに分けて，様々な対策を講じた（乙Ａ１０８）。

平成２６年７月末時点の取りまとめでは，実施計画（平成２６年２月改訂）に掲げる全３３２事業のうち，事業が完了したものが４３事業（１３パーセント），概ね順調に進捗しているものが２３６事業（７１パーセント）であることが報告された（乙Ａ１０９）。

また，東日本大震災復興特別区域法に基づき，平成２４年３月以降，南相馬市が単独又は他の地方自治体と共同して作成した様々な「復興推進計画」（例えば，ふくしま医療関連産業復興特区，ふくしま産業復興投資促進特区，福島県保健・医療・福祉復興推進特区，南相馬市復興推進計画（応急仮設建築物活用），福島県確定拠出年金復興特区，南相馬市復興推進計画（復興特区支援利子補給金制度の活用）等）に基づく経済対策等が実施されている（乙Ａ１１０）。

南相馬市は，上記のような復旧・復興対策や経済対策等もあり，本件事故後現在に至るまで順調な復興を遂げており，以下のとおり活発な経済活動が行われている。

なお，原町区は南相馬市役所が立地することに加え，南相馬市の人口の約３分の２が居住するなど南相馬市の中核的役割を担っていることから，以下で述べる南相馬市の経済活動の復興状況は概ね原町区の状況と一致しているものと考えられる。

（１）南相馬市の製造品出荷額は，平成２２年は８９２億円であったが，平成２３年５８２億円，平成２４年５４６億円，平成２５年６６７億円，平成２６年７２４億円と堅調に復調している（乙Ａ１１１）。

（２）南相馬市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。

福島県労働局によると，平成２４年９月の県内の有効求人倍率は１．０１倍（季節調整値）であったのに対し，南相馬市が含まれる相双地方については１．６８倍（但し，原数値）であり，福島県全体の値と比べても相双地方の有効求人倍率は高い水準であった。

なお，同時期の有効求人倍率（季節調整値）の全国平均は０．８１倍である（乙Ａ１１２の１）。

その後も現在に至るまで，相双地方の有効求人倍率は，以下のとおり，福島県全体や全国平均と比べて高い水準を維持しており，平成２８年９月の相双地方の有効求人倍率は１．９３倍と，福島県全体の値よりも高い水準を記録している（乙Ａ１１２の１ないし５）。

	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
相双※	1.68	2.48	2.53	2.31	1.93
県全体	1.01	1.23	1.43	1.46	1.35
全国	0.81	0.95	1.09	1.24	1.38

※相双地方は原数値，その他は季節調整値

なお，南相馬市においては，飲食店，コンビニエンスストア，建設業等が人手不足に陥っている状況が報じられている（乙Ａ１１３）。

（３）福島県の観光客入込状況（乙Ａ１１４の１ないし３）によれば，平成２２年に１３２万８７２１人であった南相馬市の観光客入込数は，平成２３年に５０万９６４８人に減少したものの，平成２４年に８４万３５０３人，平成２５年に８９万７８３６人，平成２６年に９６万４０７９人と堅調に回復し，平成２７年には平成２２年を大きく上回る１８８万０３５９人の観光客が同市を訪れている。

また，南相馬市の重要無形民俗文化財「相馬野馬追」は，後述７に記載のとおり，平成２３年は縮小開催されたものの，平成２４年からは通常どおり開催され（乙Ａ５２の３２の２頁），原町区内の祭事会場周辺では交通規制が行われるほどの活況を見せた（同上）。そして，平成２７年には２０万人の観光客が来場するまでに至っている（乙Ａ１１５）。

（４）南相馬市の米作は，平成２６年には，帰還困難区域を除く市内すべての水田でできることとなった（乙Ａ５２の４９の２頁）。

また，避難指示区域内にける米の作付等についても，農林水産省の定めた「米の作付等に関する方針」（乙Ａ１１６の２枚目）によれば，避難指示解除準備区域においては，営農の再開が可能であり，農地の除染等の状況に応じ，県及び市町村が管理計画を策定し，作付再開に向けた実証栽培等を行うことができるものとされている（作付再開準備）。

また平成２７年産米の作付については，南相馬市の避難指示解除準備区域において，上記実証栽培等による作付再開準備の段階に入っている。

また，南相馬市では，平成２３年６月時点で，旧緊急時避難準備区域では，農作物について，摂取制限がかけられているブロッコリーやカリフラワー等の「アブラナ科の花蕾類」を除き，家庭菜園で採れた野菜を食べることは問題ないとされている（乙Ａ５２の６の４頁）。

（５）南相馬市の自動車保有台数は，平成２２年から平成２８年にかけて次のとおり推移している（いずれも３月３１日時点）（乙Ａ１１７の１ないし７）。

平成２３年から平成２４年にかけて減少したものの，その後は増加傾向にあり，このことは，南相馬市における消費活動，経済活動が活発に行われていることを示している。

（単位：台）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
5万7854	5万7952	4万6456	5万7085	5万8255	6万0280	6万1334

（6）南相馬市における新設住宅着工戸数は，平成２２年から平成２８年にかけて次のとおり推移しており（乙Ａ１１８の１ないし７），平成２４年以降急増している。

これは，復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

（単位：戸）

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
311	109	570	949	1029	1879	1462

（7）南相馬市における住宅地の公示価格（地価公示標準地，調査基準時は各年１月１日）は，平成２６年の調査で上昇に転じ，平成２７年の調査においては，「被災者等の土地取得が取引の大部分を占め，住宅地が市場に出回らず需給が逼迫しており，取引価格も相当に上昇している」との報告がなされた（乙Ａ１１９の１）。

さらに，平成２８年の調査では「原発事故被災者の移転需要がなお高水準で，高値取引は従前は市街地縁辺住宅地で多く見られたが，最近では既成住宅地にも波及している」との報告がなされている（乙Ａ１１９の２）。

南相馬市の住宅地の４つの地価公示標準地のうち，原町区内にある２つの標準地の公示価格は，次のとおり推移している（乙Ａ１２０の１ないし２）。

（単位：円／平方メートル）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
国見町2丁目50番7号	31,200	30,300	29,500	27,100	26,900	28,100	29,500	31,900	34,000
二見町1丁目122番	33,800	32,800	31,900	29,400	31,000	31,600	32,400	34,100	35,600

平成２５年から平成２９年まで概ね連続して上昇傾向にあり，平成２８年の公示価格は，いずれも平成２１年ないし平成２３年の公示価格（ただし，二見町については，平成２４年以前は近傍類地である二見町２丁目３５番の数値である。）を上回った。

これは，原町区内において旺盛な住宅地需要を背景とした不動産取引が活発に行われ，原町区内の地価が本件事故後上昇に転じていることを示すものである。

（８）原町区では，金沢・北泉，原町東，原町南部の各地区において，農山漁村地域復興基盤総合整備事業の工事に着手しており，平成３１年度末までに順次完成予定である（乙Ａ１２１の８頁）。

また，南相馬市復興工業団地整備事業において，原町区に工業団地を造成し、「ロボットテストフィールド」，「国際産学官共同利用施設」を整備し，ロボット関連産業を南相馬市の主要産業に成長させる予定があり、平成２９年度末の事業完了目標となっている（乙Ａ１２１の１０頁）

（９）まとめ

以上のような南相馬市全体における本件事故後の復興状況からすれば，企業や個人は南相馬市において活発に経済活動を行っているものである。

7　本件事故後の市民生活の状況

（1）平成２３年７月から同年１２月末まで

南相馬市原町区では，以下のとおり，旧緊急時避難準備区域が解除される直前の平成２３年７月以降から，屋外イベント等が開催されている。

ア　本件事故から約４か月が経過した平成２３年７月２３日から同月２５日には，相馬三社野馬追が開催され，原町区では，多珂神社（原町区高城ノ内）も開催場所になっている（乙Ａ５２の１７の４頁，５頁）。

イ　旧緊急時避難準備区域が解除された月である９月１１日には，原町区の旭公園（原町区栄町）において南相馬市復興イベントが開催されている（乙Ａ５２の１３の表紙）。

ウ　平成２３年１１月には，原町区萱浜に所在する萱浜ニュースポーツ広場について，草刈りや除染を終えたことによって，一般開放がされている（乙Ａ５２の１５の１６頁）。

また，平成２３年１１月には，原町区の恒例イベントである「あきいち２０１１」が旭公園において開催され，多くの人が来場している（乙Ａ５２の１７の１０頁）。

エ　平成２３年１２月１１日には，高平生涯学習センター（原町区下高平）において，和太鼓演奏や手踊り等が披露されたり，餅つき等が行われたりするイベントが行われている（乙Ａ５２の１９の表紙）。

（2）平成２４年１月から平成２４年１２月末まで

南相馬市原町区では，以下のとおり，旧緊急時避難準備区域が解除されてから１年が経過する頃には，より活発に屋外イベント等が行われるなど，通常の市民生活が送られている様子がうかがえる。

ア　平成２４年２月からは，東日本大震災と本件事故の影響で閉館していたスポーツ施設のうち，除染を行い，放射線量の低減化が図られたとして，原町区内のスポーツ施設（南相馬市テニスコート，夜の森公園テニスコート等）についての開放が再開している（乙Ａ５２の２０の８頁）。

イ　平成２４年３月１７日に，原ノ町駅通り等において，南相馬市復興祭が開催されている（乙Ａ５２の２３の１３頁）。

ウ　平成２４年４月には，旭公園において，春の市民まつりが行われ，阿波踊りや太鼓ショー等が行われ，露天屋台等も出店しており，多くの子供や家族連れが参加している（乙Ａ５２の２６の１２頁，乙Ａ１２２）。

エ　南相馬市では，前述のとおり，建物や敷地内の除染によって，放射線量の低減化が図られたスポーツ施設は順次開放されているところ，雲雀ヶ原陸上競技場（原町区中太田）等複数のスポーツ施設が，さらに平成２４年７月から開放されている（乙Ａ５２の３０の１頁）。

オ　「相馬野馬追」が，東日本大震災及び本件事故によって，平成２３年は縮小開催されたものの，平成２４年７月２８日から同月３０日には，通常どおり開催され，本祭りが行われた同月２０日には，雲雀ヶ原祭場地（原町区牛来）に，４万２０００人の人が集まっており，３日間で延べ１５万９７００人の観客が訪れている（乙Ａ５２の３２の２頁，乙Ａ５２の３４の１頁～５頁，１６頁）。また，前夜祭として，原ノ町通りや旭公園において，相馬盆踊りパレードも開催されている（乙Ａ５２の３２の３頁）。

また，プール敷地内の除染が行われ，放射線量の低減化が図られたため，平成２４年７月からは，市民プールが開放されており，ジュニアスイミング教室等も行われている（乙Ａ５２の３２の１６頁，乙Ａ５２の３３の表紙）。

さらに，原町区内の小中学校においても，平成２４年７月から，プールの授業が再開されている（乙Ａ５２の３３の１２頁）。

カ　平成２４年夏には，三嶋神社において，「第７回かぶとまつり」が行われ，県内外の子供から大人まで，約６０人が出場している（乙Ａ５２の３５の表紙）。

また，平成２４年８月には，市内で，牛越仮設夏祭りや，市民盆踊り大会等が行われている（乙Ａ５２の３５の１０頁）。

キ　平成２４年９月には，「第６回南相馬市総合体育大会」が，市内の様々なスポーツ施設（萱浜ニュースポーツ広場，南相馬市テニスコート，夜の森テニスコート等）において開催されている（乙Ａ５２の３３の１０頁）。

また，平成２４年９月には，南相馬市ジャスモール（原町区大木戸）において，「栃木から南相馬市へ　元気まつり！」が開催され，多くの子供たちが縁日に参加している（乙Ａ１２３）。

ク　平成２４年１０月には，道の駅「南相馬」において，開店５周年記念感謝祭が行われ，ミニＳＬ列車の無料乗車や，太鼓演奏，阿波踊りの公演等が行われている（乙Ａ５２の３７の１９頁）。

また，平成２４年１０月には，雲雀ヶ原祭場地において，第５９回秋季競馬大会が２年ぶりに開催され，２０００人の観客が来場し，また，ちびっこ神旗争奪戦等も行われている（乙Ａ５２の３８の４頁，乙Ａ５２の３９の１１頁）。

ケ　平成２４年１１月には，旭公園において，「復興あきいち２０１２」が開催されている（乙Ａ５２の３９の１５頁，乙Ａ５２の４１の２０頁）。

コ　平成２４年１２月には，雲雀ヶ原陸上競技場において，「野馬追の里健康マラソン大会」が行われ，２３６７人ものランナーが参加している（乙Ａ５２の３７の６頁，乙Ａ５２の４０の１頁，乙Ａ５２の４２の１６頁）。

（３）平成２７年７月から平成２８年１２月末まで

南相馬市原町区では，避難指示解除準備区域の指定が解除される以前から，また，同区域が解除された平成２８年７月以降においても，多くの屋外イベント等が行われるなどしており，原町区の活発な活動状況がうかがえる。

ア　平成２７年７月には，南相馬市内原町区の幼稚園において，七夕イベントが行われるなどしている（乙Ａ５２の６１の１４頁～１５頁）。

平成２７年７月２５日から同月２７日の３日間にわたり，相馬野馬追が行われ，同月２６日には，小川橋（原町区小川町）から雲雀ヶ原祭場地までの間の沿道には，６万３０００人が集まり，雲雀ヶ原祭場地には，約５万２０００人が詰めかけた（乙Ａ５２の６２の２頁～５頁）。

イ　平成２７年８月９日，原町区の三嶋神社において，「かぶとまつり」が行われ，子供ら約１００人が参加した（乙Ａ５２の６３の表紙，１３頁）。

また，平成２７年８月２８日には，夜の森公園（原町区三島町）や萱浜ニュースポーツ広場，雲雀ヶ原陸上競技場等において第９回南相馬市総合体育大会が開催されている（乙Ａ５２の６１の１０頁）。

さらに，平成２７年８月には，原町区内の各地で夏祭りや盆踊り等が行われている（乙Ａ１２４）。

ウ　平成２７年９月５日，原町第一小学校において，「子どもサッカー教室」が行われ，８５名の子供が参加しており（乙Ａ１２５），同日には，北新田第１運動場（原町区北新田）において，杉並区，取手市及び南相馬市の子供

たちが参加する，交流自治体少年野球大会が開催されている（乙Ａ５２の６５の１４頁）。

また，平成２７年９月２７日には，ひばり生涯学習センターでは，小学生４年生以上を対象として，第４２回南相馬市民サイクリング大会が開催されている（乙Ａ５２の６１の８頁）。

そして，平成２７年９月２８日，原町区萱浜の農園において，「親子いもほり大会」が行われた（乙Ａ１２６）。

エ　平成２７年１０月に，道の駅南相馬のオープン記念日に合わせて，オープン８周年記念感謝祭が開催されている（乙Ａ５２の６５の９頁）。

また，平成２７年１０月９日には，夜の森公園において，満１歳から就学前までの子供及びその家族を対象に，屋外イベントが企画されている（乙Ａ５２の６３の１８頁）

さらに，平成２７年１０月２４日には，原町区福祉会館において，市健康福祉まつりが開催され，物販や展示，バザー等多彩な催しが繰り広げられ，北町保育所の子供がオープニングセレモニーでマーチングを披露するなどしている（乙Ａ１２７）。

そして，市内の幼稚園では，平成２７年１０月上旬，秋の運動会が開催されている（乙Ａ５２の６７の表紙，１４頁）。

平成２７年１０月ないし１１月頃には，南相馬市原町区において，サムライフェスや，ＪＡまつり，復興あきいち等，複数のイベントが開催されている（乙Ａ５２の６９の１４頁）。

オ　平成２７年１２月６日には，雲雀ヶ原陸上競技場において，第２８回野馬追の里健康マラソン大会・第１０回ウォーキング大会が実施されており，子供から大人まで，全国から約３０００人のランナーが参加している（乙Ａ５２の６１の８頁，乙Ａ５２の６８の１頁，乙Ａ５２の７１の１４頁）。

カ　平成２８年の元旦には，原町区内において，多くの市民が初日の出を拝んでいる様子がうかがえ，また，津神社や三嶋神社等において，神楽舞の奉納が行われるなどしている（乙Ａ５２の７３の１４頁）。

キ　平成２８年３月２７日には，同年３回目の，同年１０月には４回目となる「南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」が，原町区萱浜において開催され，いずれの植樹祭においても，子供も含めて，市民ら約２０００人が参加している（乙Ａ５２の７９の１４頁，乙Ａ５２の９２の５頁）。

ク　平成２８年４月２９日には，原町区の旭公園において，第１３回春の市民まつりが開催され，歩行者天国となった駅通りは多くの子供や家族連れでにぎわっている（乙Ａ５２の７８の２頁，乙Ａ５２の８１の１５頁，乙Ａ１２８）。

ケ　平成２８年５月半ばには，原町区内の各小学校において，運動会が開かれ，多くの子供が参加している（乙Ａ５２の８１の１４頁）。

また，平成２７年５月末には，雲雀ヶ原祭場地において，第５回南相馬のまおい夢気球プロジェクトが行われ（乙Ａ５２の８０の７頁，乙Ａ５２の８３の１２頁），同月３１日には，雲雀ヶ原陸上競技場において，第９回南相馬市小学校陸上競技大会が行われ，市内全１５校の小学６年生約４００名が参加している（乙Ａ５２の８３の１２頁）。

コ　平成２８年７月１７日，東日本大震災以降中止されていた南相馬市長杯サーフコンテストが，原町区の北泉海岸において開催され，全国から約２００名の参加者が参加している（乙Ａ５２の８５の表紙）。

平成２８年７月２３日から同月２５日には，相馬野馬追が行われ，同月２４日，雲雀ヶ原祭場地に向かう沿道には５万５０００人もの観客が詰めかけ，震災前とほぼ同規模で行われている（乙Ａ５２の８４の２頁，乙Ａ５２の８６の表紙～５頁）。

サ　平成２８年８月１４日には，市民盆踊り大会が，同月２３日には，原ノ町駅通りにおいて，第４９回相馬盆踊りパレードが行われ，総勢１３８０名が参加している（乙Ａ５２の８９の１２頁，乙Ａ５２の８４の３頁）。

平成２８年８月から同年９月にかけて，第１０回市総合体育大会が，萱浜ニュースポーツ広場や，雲雀ヶ原陸上競技場，夜の森公園テニスコート等において開催されている（乙Ａ５２の８４の１頁）。

シ　平成２８年９月には，北日本学生馬術大会が，平成２７年に馬事公苑（原町区片倉）の利用が再開されたことなどから，６年ぶりに，同馬事公苑において開催されている（乙Ａ５２の８９の表紙）。

ス　平成２８年１０月９日には，雲雀ヶ原祭場地において「騎馬武者ロックフェス２０１６」が行われ，約２０００人の観客で盛り上がっている（乙Ａ５２の９１の表紙）。

また，平成２８年１０月には，原町区内の幼稚園等で運動会や，道の駅南相馬感謝祭，ＪＡまつり等が行われている（乙Ａ５２の９１の１６頁～１７頁，乙Ａ５２の９３の１４頁）。

セ　平成２８年１１月には，旭公園において復興あきいち等が開催されている（乙Ａ５２の９３の３頁，１４頁）。

ソ　平成２８年１２月４日には，第２９回野馬追の里健康マラソン大会・第１１回ウォーキング大会が，雲雀ヶ原陸上競技場において開催され，全国から約３２００人のランナーが参加している（乙Ａ５２の８５の８頁，乙Ａ５２の９２の１頁，乙Ａ５２の９５の１４頁）。

８　結語

以上のとおり，原告らが本件事故発生時に居住していた南相馬市原町区については，避難指示等の内容，空間線量率の推移，本件事故後における市内居住の状況，除染の実施状況，本件地震及び本件事故以降における当該地域の復興状況等

について，本件事故後から継続して好転している状況にあり，本件事故による被害の状況等を幅広く調査，検討の上で原子力損害賠償紛争審査会において定められた中間指針等及びこれを踏まえつつ更に追加的な賠償の基準を公表している被告の賠償基準に基づく賠償額は，このような地域の実情を踏まえても，政府による避難指示等に係る精神的苦痛を慰謝するに足りる賠償額となっており，合理的である。

したがって，原告らについて，被告が公表し，認めている精神的損害の賠償額を超えて，本件事故と相当因果関係のある原子力損害が認められるべき事情はないから，これを超える原告らの損害賠償請求には理由がなく，速やかに棄却されるべきである。

以　上